

令和6年度 保育所入所児童募集

受付期間 | 11月6日(月) ~ 12月8日(金)



令和6年度の保育所入所児童募集について、「入所申込(給付認定申請)」の受付を行います。

令和6年4月以降、新規に保育所利用を希望される方や令和6年度の年度途中から利用を希望される方は、この期間内にお申し込みください。(転園を希望される方を含みます。)

なお、町外の幼稚園などへの入所を希望される方は、役場町民課にご相談ください。

申込用紙・案内冊子配布場所

- ・各保育所
 - ・町民課、船岡住民課、八東住民課
 - ・子育て支援センター
 - ・郡家保健センター
 - ・男女共同参画センター (八東保健センター)
- ※八頭町ホームページにも掲載します。

申込受付場所(申請書等提出先)

入所希望の保育所、または、町民課

※入所要件や保育料など、詳しくは配布する案内冊子をご覧ください。

町内保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号
郡家東保育所	稲荷167	72-5000
郡家保育所	郡家71-1	72-3123
国中保育所	石田百井3-2	72-3137
船岡保育所	坂田30	72-6400
八東保育所	安井宿1346	84-6425

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

<特別保育事業などの内容>

▶ 延長保育

保護者の就労形態により、平日の標準時間保育終了後(午後6時以降)から午後7時まで延長して保育を行います。

▶ 土曜午後保育

保護者の就労形態により、土曜日の通常保育時間終了後(午前11時30分以降)から午後6時まで延長して保育を行います。(弁当が必要です。)

▶ 障がい児保育

集団生活ができる心身に障がいをお持ちの児童を保育所で受け入れ、他の児童とともに集団保育を行います。

▶ 病後児保育

病気の回復期にあるものの、他の児童との集団生活が困難な時期において、児童を病後児保育室で預かります。

▶ 特別利用保育

3歳以上で保育の必要性のない児童(=1号認定子ども)が、保育所から受けることのできる保育です。4月1日時点で3歳以上の児童のうち、保育の必要性がない児童を対象に、特別利用保育を行います。(実施時間は午前8時30分から午後3時までです。)

国民年金保険料の 社会保険料控除について



国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、令和5年中に納めた保険料は全額控除の対象となります。当該年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

また、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を納めている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

本年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に保険料を納めたことを証明する書類の添付が必要です。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、大切に保管しておきましょう。

なお、同証明書は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

対象者	送付時期
令和5年1月1日～令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	10月下旬～11月上旬
令和5年10月3日～令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(上記の対象者は除く)	令和6年2月上旬

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

「リフィル処方箋」をご存じですか？



● リフィル処方箋とは？

症状が安定している患者さんに、医師が認めた場合、同じ薬を最大3回まで繰り返しもらうことができる処方箋です。投薬量に制限のある医薬品(向精神薬等)や湿布薬には利用できません。

リフィル処方箋の活用により、医療機関の受診回数や通院の負担軽減、医療費の節約などの効果が期待できます。ご希望の方は、かかりつけ医にご相談ください。

● リフィル処方箋の使い方

1回目は、通常の処方箋と同様に処方された日から4日以内に薬局で調剤してもらいます。調剤後、薬局からリフィル処方箋(原本)が返却されますので、紛失しないよう保管しましょう。

2回目以降は、リフィル処方箋に書かれた調剤予定日の前後7日以内に薬局で調剤してもらいます。この期間は医療機関の受診がないため、服用中に気になったことや症状の変化がある場合は薬剤師へ相談してください。必要に応じて医療機関の受診をお勧めします。

なお、継続的な薬学的管理指導を受けるため、同一薬局での調剤が推奨されています。

問い合わせ 町民課 ☎76-0205

みんな
考えよう!

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です

犯罪被害者週間とは

国では毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間を「犯罪被害者週間」と定めています。

犯罪等の被害にあわれた方がおかれている状況、名誉、生活の平穏への配慮の重要性などについて、理解を深めることを目的としています。被害にあわれた方は直接的被害だけではなく、経済的・精神的な被害を受けることが多く、周囲の支えが大きな力になります。

この機会に、犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族の気持ちに寄り添い、私たちができる支援について考えてみましょう。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

犯罪被害者への支援制度

■ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や、重傷病または障がいが残った被害者の方に対する国の給付制度です。

■ 犯罪被害者の初診料等の公費支出制度

性被害や身体被害にあわれた方の診断書料や初診料などを負担します。また、精神的被害の軽減・回復のため、精神科、心療内科等を受診する際の初診料や再診料、臨床心理士等によるカウンセリング費用などを負担します。

各種相談窓口

- ◇ 警察総合相談窓口 # 9110
- ◇ 性犯罪110番 # 8103 (ハートさん)
- ◇ 支援制度など 郡家警察署 ☎72-0110